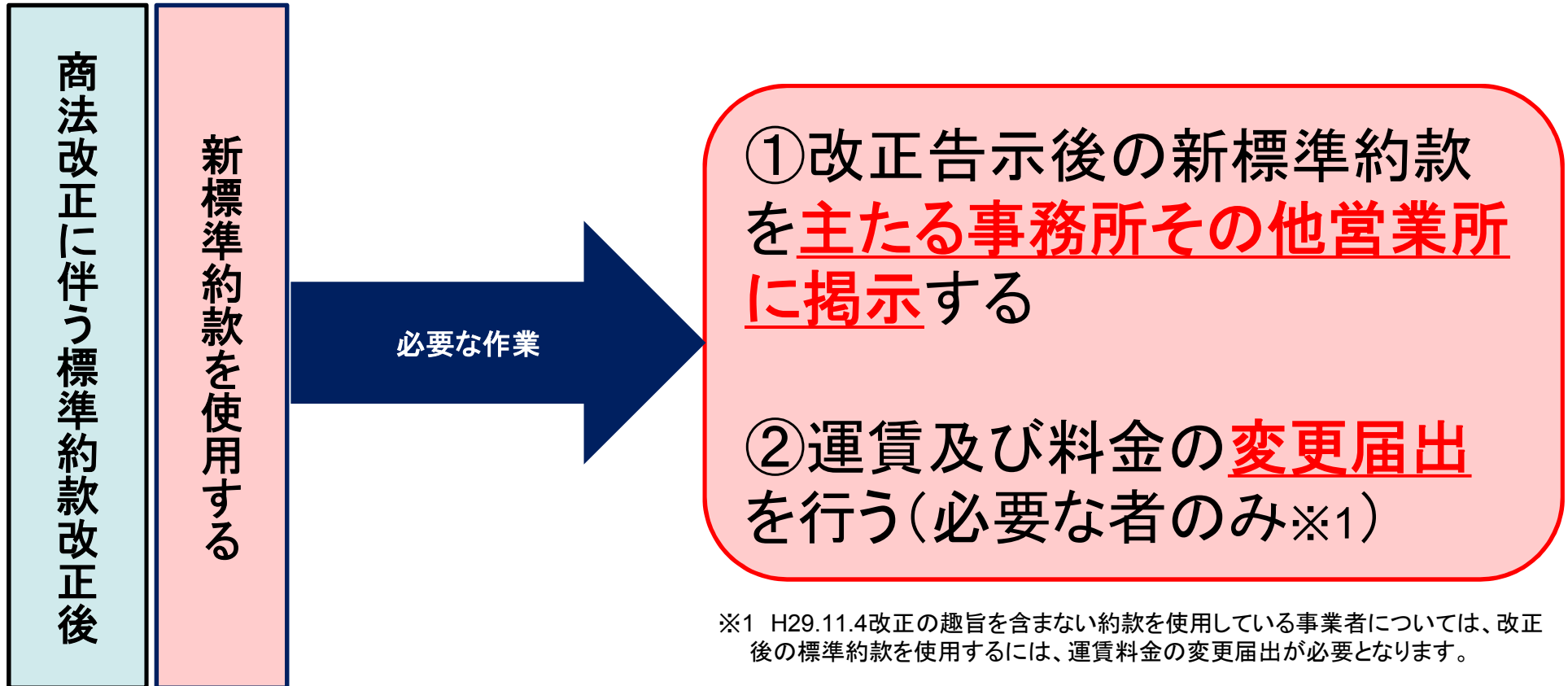


○商法改正を反映させた標準利用運送約款を使用する場合は、新標準約款の掲示が必要です。



※1 H29.11.4改正の趣旨を含まない約款を使用している事業者については、改正後の標準約款を使用するには、運賃料金の変更届出が必要となります。

(その他:独自の約款を使用している場合)

○商法改正の趣旨を踏まえ、利用運送約款の変更の認可を受けなければなりません。
その場合の手続きとしては、①認可申請、②認可後の約款の掲示が必要です。

※新標準約款:商法改正を反映させた標準貨物自動車利用運送約款等

貨物利用運送事業(貨物自動車運送)

○運賃及び料金の変更届出

主たる事務所を管轄する運輸支局に3部(事業者控え含む)提出してください。

貨物利用運送事業(鉄道貨物運送)

○運賃及び料金の変更届出

主たる事務所を管轄する運輸局(支局経由可)に4部(事業者控え含む)提出してください。